

職員各位

令和6年度介護職員等処遇改善等による処遇改善計画について

平成24年度に介護職員処遇改善交付金が処遇改善加算として介護報酬に移行されて以来、令和元年に特定処遇改善加算、令和4年にベースアップ等支援加算が創設されました。特定処遇改善以降は介護職員のみならず、他の職種の処遇改善も一部認められるようになり、法人では、全ての加算を取得し、その総額を上回る賃金改善を行ってきたところです。

今般、令和6年度介護報酬改定においてこれまでの処遇改善に係る加算が一本化され、加算率の引き上げと配分方法の見直しが行われました。法人としては、従来から実施してきた改善は継続しながら、基本給のベースアップを行うこととし、3月31日開催の理事会にて就業規則(給与規定別表2:基本給表)の改定について承認を得ました。報酬改定に先立ち実施される介護職員処遇改善補助金に合わせ、4月分からベースアップを実施します。

行政に提出した令和6年度処遇改善計画書及び、下記に記載の各加算の実施期間、内容の確認をお願いします。

記

A【旧加算】

●賃金改善実施期間

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
令和6年6月～令和6年7月(2か月間)		

●対象者・改善内容: R5年度におなじ ※次葉参照

B【介護職員処遇改善支援補助金】

●賃金改善実施期間

令和6年4月～令和6年7月(4か月間)

●対象者・改善内容

- ①常勤職員(所属事業所、職種を問わず)の基本給に一律3,000円のベースアップを行う
- ②補助金の配分状況により一時金を支給

C【介護職員等処遇改善加算等処遇改善】

●賃金改善実施期間

令和6年8月～令和7年5月(10か月間)

●対象者・改善内容

A【旧加算】における賃金改善項目(※次葉参照)及びB【介護職員処遇改善支援補助金】により実施したベースアップの継続
(旧来の賃金改善水準を維持しながら、手当を整理する場合があります)

以上

※A【旧加算】による賃金改善内容

●介護職員処遇改善加算

対象者		介護職員
具体的な改善内容	常勤	①処遇改善手当の支給 月額5,000円 ②資格手当の支給 介護福祉士 月額10,000円他 ③定期昇給（超過勤務単価、賞与基準額の改善） ④夜勤手当、深夜手当の増額 ⑤一時金の支給（加算の配分状況による）
	非常勤	①定期昇給（時給） ②資格手当の支給 介護福祉士 1時間あたり50円 初任者研修等 1時間あたり20円 ③一時金の支給

●介護職員等特定処遇改善加算

具体的な改善内容	常勤	①特定処遇改善手当の支給 A 経験・技能のある介護職員 月額27,000円 ※介護福祉士資格を有し、当法人における勤続年数10年以上のキャリアパス制度2等級以上の介護職員 B その他の介護職員 月額 7,000円 ※A以外の介護職員 C その他の職種 月額 5,000円 ※改善後の年間賃金見込み額400万円以上のものを除く ②一時金の支給（加算の配分状況による）
	非常勤	①特定処遇改善手当の支給 A 介護職員 労働時間1時間あたり20円 B 介護補助職員、調理補助職員、事務職員、雑務員 労働時間1時間あたり10円 ②一時金の支給（加算の配分状況による）

●ベースアップ等支援加算

具体的な改善内容	常勤	①ベースアップ等支援手当の支給 A 介護職員 月額 6,000円 B 以下の職種で基礎資格（現場）手当月額10,000円以下の職員 月額 8,000円 ・相談職（介護支援専門員含む） ・調理職（栄養士含む） ・事務職 ・サービススタッフ ②一時金の支給（加算の配分状況による）
	非常勤	①一時金の支給 介護職員を対象に、実施期間の最終月に一時金を支給 ※加算対象期間の労働時間数による

注記）これらの加算による賃金改善は介護職員が配置されている事業所の職員が対象です。対象外事業所の職員に対しては、法人独自財源で、加算による改善と同様の賃金改善を実施します。